

を 苦勸説しし 會員 貝之十名 許り 出来たるかと
の 同 會 社 は しれん 對し 圧迫する 模範し 無く
来たるに 突然 西女 求 條件を 提出したる 故たり
なる 會 社 事 の 旨 外 に 駁 馬 才 たる 模範 あり

西女 條件 (十月十九日 提出)

- (一) 三重 賃金を 拂し 本 然に 繰入 せしむること
- (二) 高 中 傭 賃 賃 金 之 割 値 上
- (三) 世 勤 務 時 同 十 時 同 を 九 時 同 に 單 縮 する こと
- (四) 現 在 休 み 時 同 九 時 同 勤 務 と 八 時 同 と なす こと
- (五) 此 旨 勤 勞 多 支 給
- (六) 退 職 多 支 給 一 年 に 付 一 月 支 給

- (一) 會 議 の 多 直 接 間 接 に 機 性 者 を 出 示 する こと
- (二) 事 務 所 の 不 正 義 義 の 大 々 の 帝 議 中 は 賃 金 支 給 する 可
在 西 女 求 條 件 を 否 五 名 中 七 拾 名 連 署 捺 印 して
提 出 する 同 日 より 別 業 狀 能 心 なる

- (一) 承認 (二) 一 割 値 上 容 認 (三) 容 認 (四) 今 日 迄 一 月 内
同 日 二 日 分 支 給 し たる が 此 後 を 十 五 日 以 上 支 給 する こと 否
- (五) 二 倍 規 定 に より 支 給 する (六) 拒 絶 (七) 未 解

會 社 は 太 右 回 答 せ ば 不 可 能 代 表 者 同 屋 敷 之 物 屋 敷 山
幸 作 折 原 久 選 外 同 日 迄 不 可 能 代 表 者 は 之 外 否
拒 絶 し たる 故 なる 一 月 以 上 支 給 せ ば 休 業 事 業 否